

諮問の趣旨

(諮問の趣旨)

現行の東京都資源循環・廃棄物処理計画の計画期間は平成 28 (2016) 年度から令和 2 (2020) 年度までであるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、計画の改定について諮問する。

(検討いただきたい事項)

次の 1 及び 2 について、概ね令和 12 (2030) 年頃を想定した長期的なビジョン及び令和 7 (2025) 年度までの具体的な計画の 2 つの視点でご検討いただきたい。

- 1 コロナ禍を踏まえた「持続可能な資源利用」のあるべき姿と施策の方向性
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 5 第 2 項が定める事項

(背景)

- 平成 27 (2015) 年、国連において、持続可能な開発目標 (SDGs) を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、同年、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前よりも 2℃高い水準を十分に下回ることを目指したパリ協定が締結された。
- その後も、資源の大量消費に伴う気候変動・森林減少といった地球規模の環境問題、資源供給リスクが高まるなど、環境制約・資源制約はますます厳しいものとなっており、EU では、SDGs 等を踏まえた資源効率化・循環経済に向けた政策が議論され、先駆的な施策が展開されている。
- 都においては、現行計画において、概ね 2030 年を目途に「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」を目指すことを打ち出し、加えて、昨年 12 月、「ゼロエミッション東京戦略」において、2050 年までに、都内からの CO₂ 排出量の実質ゼロを目指すことを打ち出した。ゼロエミッションの観点も踏まえ、サプライチェーン全体を視野に入れた施策を加速させる必要がある。
- また、平成 12 (2000) 年度と比較すると、廃棄物の最終処分量は 6 割減となり、不法投棄件数も大きく減少した。しかしながら、最終処分量は下げ止まり傾向にあり、金属資源等の違法輸出等、不適正処理の問題も解決していない。このため、廃棄物の 3R 施策・適正処理の更なる推進が必要となっている。

- 更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、廃棄物処理業者が廃棄物の引取を躊躇する事例が出るなど、我が国の廃棄物処理システムにも少なくない影響を及ぼしている。

コロナ禍における「持続可能な資源利用」のあるべき姿や施策についての検討も求められている。

(他の計画・戦略等との関係)

昨年 12 月、東京都は、『『未来の東京』戦略ビジョン』を公表した。現在、戦略ビジョンを具現化するための長期戦略を策定するべく作業を進めているところである。

東京都資源循環・廃棄物処理計画の改定に当たっては、東京都の行政全体の方向性を踏まえて検討を進めていく必要がある。